

## 水道メーターについて

### 検針について

水道の使用料を確認するために、定期的に水道メーターの検針にお伺いしますので、下記にご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に車や植木鉢などの物を置かないでください。
- ・犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離してつないでください。
- ・メーターボックスの近辺や内部は、常にきれいにしておいてください。
- ・家の増改築でメーターボックスが床下や建物の内部になるなど検針に支障が出るような場合は、検針のしやすい場所へボックスを移動してください。

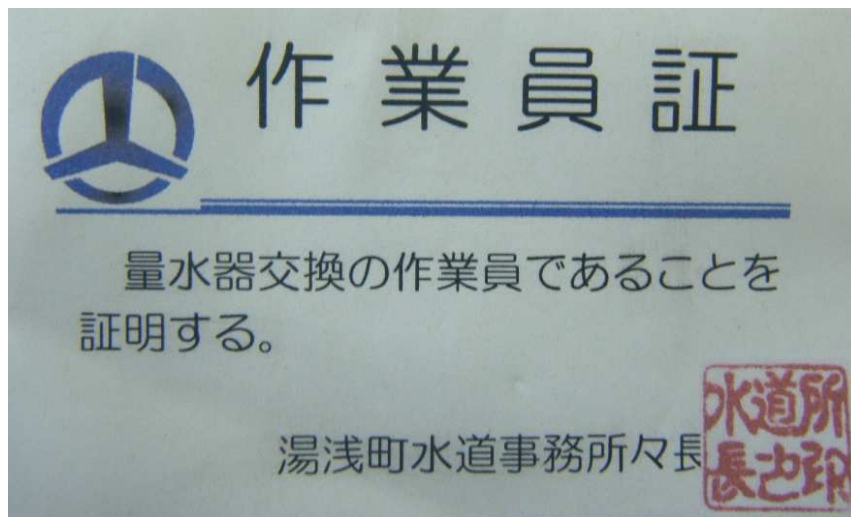
※ボックスを移動する際は、移動後のボックスの位置図を水道事務所に提出していただき、湯浅町指定給水装置工事事業者によって安全な工事を行ってください。

移動する際にかかる費用については、個人負担となります。

### 水道メーターの取替について

水道メーターは、計量法により8年ごとに取り替えるよう定められており、期間の満了前に取替を行っています。

メーターの取替えには、水道事務所が委託した業者がお伺いしますので、ご協力をお願いします。



※取替業者は、作業員証を携帯していますので、ご確認ください。

水道メーターの取替費用は、必要ありません。

### 水道の漏水について

水道メーターでも漏水を見つけることができます。

水道料金が普段と比べて異常に高いと思われたら、宅内の水道蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットを確認してください。

水を使っていないのにパイロットがまわっているときは、宅内で漏水の疑いがあります。

このような時は、湯浅町指定給水工事事業者に依頼して修理してください。

※修理費は、個人負担となります。



### パイロット

※パイロットが廻っていれば宅内で漏水の疑いがあります。